

【NEWS RELEASE】

2019年7月29日

各 位

株式会社三井住友銀行

平準払保険「メディフィットEX」および「メディフィット定期」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2019年7月29日（月）より、平準払保険「メディフィットEX」および「メディフィット定期」（引受保険会社：メディケア生命保険株式会社）の取扱を開始します。

「メディフィットEX」は、生活習慣病の重症化予防に着目した薬剤治療を保障する、日本で初めて1のおくすり保険です。医療技術の進歩や国の医療政策等によって、治療が入院から通院にシフトしており、通院では薬剤治療が多く行われている医療実態を踏まえ、従来の医療保険（入院・手術を保障）ではカバーしきれっていない、通院による薬剤治療を保障します。

- 1 生命保険協会加盟の生命保険会社を取り扱う商品の中で「複数疾病に対する薬剤治療を主たる保障対象とする主契約」について メディケア生命調べ（2019年3月時点）

「メディフィット定期」は、死亡保障に特化したシンプルな掛け捨ての定期保険です。平均余命の長期化やライフスタイルの変化にともない、必要となる保障の用途や期間、金額も多様化しており、低廉な保険料で一定期間の万が一に備えるという保障準備に対する合理的な考え方も広まってきています。本商品は、解約時の返戻金をなくし、保障内容をシンプルにすることで低廉な保険料で一定期間の死亡保障が準備できます。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 平準払保険「メディフィット EX」商品概要 >

項目	内容
契約年齢	満0歳～満75歳
保険期間	終身
保険料払込期間	終身払・有期払（60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで）
保険契約の型	【支払対象薬剤 型】 がん、心疾患、脳血管疾患 【支払対象薬剤 型】 がん、心疾患、脳血管疾患、動脈・静脈疾患、腎疾患、肝疾患、 膵疾患、糖尿病、脂質異常症
給付限度の型	特定薬剤治療給付金：60回型・120回型 抗がん剤治療給付金は支払回数無制限
給付金額の範囲	特定薬剤治療給付金：2.5万円から15万円の範囲内 抗がん剤治療給付金：5万円から30万円の範囲内
取扱単位	1,000円単位
保険料払込方法	月払・半年払・年払
付加できる特約	先進医療特約(11)・3大疾病保険料払込免除特約

< 平準払保険「メディフィット定期」商品概要 >

項目	内容
契約年齢	満20歳～満70歳
保険期間 / 保険料払込期間	10年・60歳満了・65歳満了・80歳満了 契約年齢によりお選びいただける保険期間が異なります。
保険料払込方法	月払・半年払・年払
契約限度額（保険金額）	500万円～3,000万円 契約年齢によりお選びいただける契約限度額（保険金額）が異なります。
取扱単位	100万円単位
解約返戻金	なし

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。